

令和3年第8回教育委員会会議議事録

1 開催日時

令和3年7月30日(金) 午後3時30分～午後3時57分

2 開催場所

札幌コミュニティプラザ集会室

3 出席者

	教育長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	國安 環
	委員	東 みどり
	委員	岩谷 史人
事務局	教育部長	山端 広和
	学校教育課長	西田 建司
	生涯学習課長	石田 晋一
	図書館長	天羽 徹
	給食センター所長	鯨岡 健
	総務係長	山田 慎一
	学校教育係長	酒井 貴範
	学校教育推進員	式見 貴美穂
	学校教育推進員	梶原 源基
	学校教育推進員	佐藤 充弘

4 議 事

議案第36号 幕別町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

議案第37号 幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議委員の委嘱について

議案第38号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

菅野教育長 ただ今から、第8回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番岩谷委員、3番國安委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第7回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第7回教育委員会会議録を承認いたしました。

次に、日程第4、事務報告についてお願いいたします。

教育部長（山端 広和） 私から2点事務報告をいたします。

はじめに令和3年第2回町議会定例会での、一般質問についてご説明いたします。

事務報告資料をご覧ください。

令和3年第2回町議会定例会が、6月22日から7月1日までの日程で開会され、去る6月30日に、一般質問があったところであります。一般質問は6名の議員から質問があり、教育委員会関係分として、3名の議員から質問がありましたので、その概要についてご説明いたします。資料の2ページをお開きください。

通告順1番、酒井議員からの質問は、大きく2項目です。

1点目、「子どもの人権尊重を基盤とした性教育を」についての一つ目の質問は、(1)の「「生命の安全教育」の提起を受けて、学校教育で実施を検討していることは」についてであります。答弁は次の3ページの上から6行目になりますが、これまでも、発達段階に応じて身に付けられるよう取り組んでいるということと、今後については、(2)の上の行になりますが、本年4月に示された「生命の安全教育」の教材や啓発資料を活用するなど、学級活動や総合的な学習の時間を通して、児童生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育と啓発に取り組んでいくと答えております。

二つ目の質問(2)の「子どもたちの性に関する知識について調査を実施する考えは」についてであります。性に関する知識については、年間を通して指導計画を作成し、学校全体で共通理解を図り取り組んでおり、それぞれの教科等において、児童生徒の性に関する知識の評価を実施することで習熟度を把握していることから、現在のところ、性に関する知識について調査を実施する考えは持っていないと答えております。

次に三つ目の質問(3)「包括的性教育に取り組む考えは」についてであります。包括的性教育に関しては、ジェンダー平等や性の多様性を含む人権尊重を基盤とした性教育として、ユネスコが中心となって作成した国際的な標準的指針として利用されているということに触れ、下から6行目になります。包括的性教育は多岐にわたるものであり、国がしっかりと方向性を示した上で進めるべきものと考えていますが、引き続き、教科横断的な視点に立った教育活動を通して、性に関する知識をはじめ、人権やジェンダー観などを指導していくと答えたところであります。

次に2点目の質問は、「学校のトイレに生理用品の設置を」についての質問で、一つ目の質問は次のページの(1)になりますが、「小学校、高校での生理用品の設置状況と活用実態は」についてで、小中学校の生理用品の設置状況については、養護教諭が配置されていない小学校1校では、保健室のほか女子トイレにも常備しておりますが、それ以外の学校では、保健室に常備し、求めに応じて提供しており、利用実績は、小学校で、月に1件から2件程度、中学校で、月に2件から3件程度、また、町内2校の高校については、小中学校同様に保健室に常備し月に3件から5件程度の利用であり、その理由については、緊急または忘失によるもので、経済的な理由による利用は見受けられないと答えております。

次に二つ目の質問(2)「「生理の貧困」の課題への取組方法は、また、学校のトイレに生理用品を設置する考えは」という質問で、次のページをお開きください。下から5行目になりますが、保健室が児童生徒の様々な問題の「気付きの場」として機能しており、トイレに常備した場合には、児童生徒の様々なサインを見逃す可能性もあることから、今後とも保健室での常備を継続していきたいと答えています。7ページになります。

通告順2番、野原議員からは、2項目の質問がありました。1点目、「新型コロナ禍による一斉休校の検証を子どもへの影響は」についてで、一つ目の質問が(1)「新型コロナウイルスによる学校の一斉休校はどのような経過で判断したのか、また、その検証と今後の対応として基準を設ける考えは」についてですが、次のページをお開きください。前段では、昨年臨時休業の経過について触れるとともに、中ほどになりますが、一斉臨時休業の判断に

当たりましては、十勝管内教育委員会連絡協議会で統一して決定したと答え、同じく中ほどに次の質問として、二つ目の、「その検証と今後の対応として基準を設ける考えは」という質問に対しましては、昨年の一斉の臨時休業は、子供たちの健康、安全を第一に考える観点から、必要な措置と判断したということと、文部科学省では昨年マニュアルを作成し、新たな情報や知見を検証しつつ、これまで6回の見直しを行っており、次のページの上から2行目になります。現時点で家庭内感染が大部分であることも踏まえれば、地域一斉の臨時休業は避けるべきとされていることから、後段に記載のとおり、今後も、国のマニュアルに基づき、臨時休業の判断をし、本町独自の基準を設ける考えは持っていないと答えたところであります。

次に、二つ目の質問(2)「一斉休校に伴う子どもの心身のケアなど子どもの権利保障への検証を行う必要があるが、どのように行ったのか」についてであります。答弁は中ほどから後段になりますが、学習の機会と学力の保障という点については、校長会と協議を行った上で、昨年度は、1学期の終業式と2学期の始業式を見直し、授業日数を11日間確保するとともに、1日当たりの授業時数を短縮するなど、子供たちの新たな負担とならないよう配慮しながら子供たちの学びの保障につなげてきたと答え、下から2行目になりますが、心身の保障に対するものとしては、次のページにわたりますが、各学校においては、家庭訪問時に併せて子供たちと面談したり、電話での連絡を通じて、心身の健康状態等の把握に努め、また、分散登校時には、児童生徒の健康状態等の様子を確認していると答えております。

2点目の質問は、「全国学力・学習状況調査の対応について」であります。質問の要旨は、このページの最後になりますが、「全国学力・学習状況調査を中止すべき」というもので、答弁につきましては、次のページの上から5行目以降になります。各学校では、調査の結果を学校改善プランや学力向上に向けた取組の中に活用しており、また、小中一貫教育の中でも学園ごとの学力傾向を分析し、9年間を通した指導の焦点化などに取り組んでいることから、引き続き、効果的な活用を図っていききたいと答えております。12ページをお開きください。

通告順3番、岡本議員からは、町と教育委員会にわたる質問が1項目あり、町長から答弁しております。質問項目の「ヤングケアラー支援について」であります。4点の質問があり、次のページになりますが、まとめて3点について答えております。本文の上から4行目になります。本町におけるヤングケアラーの実態調査については、幕別町要保護児童対策地域協議会が協議会を構成する各種関係機関及び教育委員会、福祉課、保健課などの町担当部局に対して、実態を確認しており、平成30年度から令和2年度まで、いずれの年度も該当する事例はなかったと答えています。次に下から10行目になります。

「ヤングケアラーについての教員の認識について」の質問に対し、学校においては、日常の学校生活の関わりの中で、児童生徒の発する様々なサインに留意しながら対応しており、また、保護者面談や家庭訪問、各種行事等、様々な機会を通して、家庭における児童生徒の状況把握に努めていると答えております。

次に、本町としての実態調査の必要性についてであります。次のページをお開きください。3行目以降になりますが、子供にとって身近な学校において、子供たちが発するSOSや変化を見逃さないこと、さらには、気軽に相談できる体制を整えることが実態を把握し、原因となっている課題を迅速に解決する上で一番の近道であると答弁しております。

質問の4点目は、「今後の支援策について」であります。中ほどに記載のとおり、町としては、民生委員や近隣住民に情報提供の協力をいただくとともに、町職員や学校の教職員が、日常的に住民や子供たちと接する中で、些細な兆候も見逃さずに解決に向けた対応をしなければならぬものと考えており、関係する部署が連携して当該保護者等との相談に当たっていくと答えているところであります。

次に、東京2020オリンピックについてであります。すでにご承知のこととは思いますが、26日、静岡県伊豆市で開催された男子マウンテンバイク クロスカントリーに本町出身の山本幸平さんが出場されました。現地のコースは、急な坂や岩場などを利用した世界トップレベルの難所とも言われており、激しく転倒し棄権する選手も出る中、山本選手はスタートから約1時間半、ゴールするまでの間、集中した走りで果敢にレースに臨み、29位の結果を収めたところであります。ご本人にとっては、目標としていた入賞には届きませんでした。ゴールをした際には、観客にも笑顔で応えており、全力を出し切った様子がうかがえたところであります。今大会で引退を表明しておりますが、これまで4大会連続出場という偉業を成し遂げ、子どもたちに大きな刺激となって夢と希望を与えていただき、感謝の念に堪えないところであります。以上で説明を終わらせていただきます。

菅野教育長 説明が終わりました。事務報告につきまして、何か質疑等ございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 質疑がないようですので、次に議件に入ります。

次に、日程第5、議案第36号、幕別町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について説明を求めます。

生涯学習課長(石田 晋一) 議案第36号「幕別町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、札内東町民プールの廃止に関わる「幕別町体育施設条例」の一部改正の申し出につきまして、5月26日開催の令和3年第6回幕別町教育委員会会議におきまして可決いただき、6月22日開催しました令和3年第2回幕別町議会定例会に「札内東町民プールの廃止に伴う関係条例の整備に関する条例」を提案し、整備条例の中で「幕別町体育施設条例の一部改正」につきまして、可決されたところであります。この札内東町民プール廃止に関わる条例改正に伴い、本規則におきましても所要の改正を行うものであります。お手元に配布の議案第36号説明資料の1ページ新旧対照表をご覧ください。左が現行規則、右が改正規則になります。様式第1号及び次のページになりますが、様式第3号中共に使用施設にあります下線部分「・札内東町民プール」を削るものであります。議案書1ページにお戻りください。附則につきましては、施行期日を公布の日からとするものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第36号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第36号については原案どおり可決しました。

次に、日程第6、議案第37号幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議委員の委嘱について説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第37号「幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議 委員の委嘱について」ご説明申し上げます。議案書2ページをご覧くださいと思います。

幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議につきましては、幕別町附属機関設置条例に基づき、設置されておりますが、幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議設置要綱第1条の規定のとおり、各学園の運営協議会間の情報共有や取組格差を少なくし、各学園の運営協議会の推進と円滑な運営を目的として設置しております。所掌事務につきましては、条例別表のとおり、小中一貫教育を含む学校教育等についての審議となっておりますが、具体的には、要綱第2条の規定のとおり、「学校教育等に関する方針及び施策に関する事項」、「小中一貫教育に関する事項」並びに「学校運営協議会の実施に関する事項」の情報伝達及び共有、連絡調整を行うこととなっております。委員につきましては、条例別表及び、要綱第3条の規

定に基づき、各学園の学園長及び幼稚園長、各学園の学校運営協議会の会長、小中学校及び幼稚園の小中一貫コーディネータ各1名、町PTA連合会代表2名、その他教育長が必要と認める者のうちから、条例第4条の規定に基づき、教育委員会が委嘱することとなっております。別紙、議案第37号説明資料をご覧ください。令和3年度幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議委員名簿に記載の順で説明いたします。

まず、各学園の学園長になります。まくべつ学園の喜多敦氏、糠内学園の田中幹也氏、さつない学園の橋本靖宏氏、札内東学園の山田知史氏、ちゅうるい学園の白井将之氏、わかば幼稚園の井口観慈氏。次に、各学園の協議会会長になります。まくべつ学園の森廣幸氏、糠内学園の平野道大氏、さつない学園の岡田義行氏、札内東学園の堀川貴庸氏、ちゅうるい学園の加藤茂樹氏、わかば幼稚園の斉藤博氏。

続いて、各小中学校及び幼稚園の小中一貫コーディネータになります。幕別小学校、教諭の杉澤諭氏、糠内小学校、教頭の小野関朗氏、古舞小学校、教諭の遠藤知里氏、明倫小学校、教諭の植村顕氏、途別小学校、教諭の岡田史織氏、白人小学校、教諭の笹原和美氏、札内南小学校、教諭の湯藤浩二氏、札内北小学校、教諭の阿部達也氏、忠類小学校、教諭の松井孝之氏、幕別中学校、教諭の角田裕司氏、糠内中学校、教諭の北岡雅樹氏、札内中学校、教諭の高田利幸氏、札内東中学校、教諭の小谷和樹氏、忠類中学校、教諭の石山敬史氏、わかば幼稚園、教諭の支倉有美氏。

続いて、幕別町PTA連合会の代表になります。会長の奥村脩平氏、事務局長の菅野みゆき氏、以上の合計29人です。

なお、任期は1年ですが、コロナ禍により会議を開催することができなかったため、今年度の委員の任期は、令和3年7月30日から令和4年3月31日までです。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第37号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第37号については原案どおり可決しました。

次に、日程第7、議案第38号、要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定については、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第1号、公開することにより個人の権利を侵害するおそれがある事項のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし。)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

菅野教育長 議案については以上となりますが、このほか皆さんからなにかございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 それでは以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第8回教育委員会会議を閉じます。